

ペンションイメージハウス宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ペンション（以下「当館」）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、以下の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名（代表者名）及び連絡先
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として基本宿泊料による）
- (4) その他当館が必要と認める事項

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立します。

1. 当館が予約を承諾した時点で、申込金（予約金）の支払いを求めることがあります。

第4条（キャンセル料・違約金）

宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、以下の違約金を申し受けます。

個人の宿泊客(通常期)

- 宿泊日より起算して4日前までのキャンセル 無料
- 宿泊日より起算して3日前のキャンセル 宿泊料金の20%
- 宿泊日前日～2日前のキャンセル 宿泊料金の40%
- 宿泊日当日のキャンセル 宿泊料金の100%

個人の宿泊客(繁忙期)

- 宿泊日より起算して6日前までのキャンセル 無料
- 宿泊日より起算して5日前のキャンセル 宿泊料金の20%
- 宿泊日前日～4日前のキャンセル 宿泊料金の50%
- 宿泊日当日のキャンセル 宿泊料金の100%

貸し切り利用の宿泊客

- 宿泊日より起算して31日前までのキャンセル 無料
- 宿泊日より起算して30日～14日前のキャンセル 宿泊料金の10%
- 宿泊日より起算して13日～3日前のキャンセル 宿泊料金の20%
- 宿泊日前日～2日前のキャンセル 宿泊料金の50%
- 宿泊日当日のキャンセル 宿泊料金の100%

第5条（宿泊の拒否）

当館は、以下の場合に宿泊をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室により客室の提供ができないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (4) 賭博、暴力、脅迫、不当な要求など迷惑行為を行うおそれがあるとき
- (5) 旅館業法改正に基づく、カスタマーハラスメント（過剰な要求）を行うとき
- (6) 宿泊しようとする者が、当館の従業員に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、以下の行為（特定要求行為）を繰り返したとき。
 - 法的な根拠のない不当な割引や、契約にないサービスの執拗な要求
 - 威圧的な言動、暴言、土下座の強要
 - 長時間にわたる不当な叱責や拘束

第6条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内において、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

- 門限は22時です。
- 全館禁煙（または指定喫煙所のみ可）です。
- 客室での調理は禁止します。

第7条（損害賠償）

宿泊客の故意又は過失により、当館の施設・設備・備品等に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。

最終変更掲載日 2026年3月25日